

## 大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例及び同条例施行規則実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 114 号。以下「条例」という。）及び大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年大阪府規則第 35 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等

規則第 8 条第 2 号の知事が別に定める手順に沿った対応は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成 18 年厚生労働省告示第 268 号）による。

### 3 ユニット入居定員

条例第 36 条第 3 項第 1 号ロ及び第 51 条第 3 項第 1 号ロにおいて「おおむね 10 人」と定めるユニットの入居定員は、10 人以下とすることを原則とするが、敷地や構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には次の 2 要件を満たすものに限りに、入居定員が 10 人を超えるユニットも認める。

(ア) 入居定員が 10 人を超えるユニットにあっては、「おおむね 10 人」と言える範囲の入居定員であること。

(イ) 入居定員が 10 人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。

ただし、条例施行時点において上記の 2 要件をみたしていない既存建物（建築中のものを含む。）のユニットについては、今後改築する場合を除き、上記の要件は適用しない。

### 4 その他の事項の取扱い

2 及び前項に定める事項以外の事項の取扱いについては、大阪府独自基準に係る部分を除き、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日付け老発第 214 号通知）に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。